

複数疾病の場合の事務取扱いの基本的考え方

ある受診者につき、複数の疾病が自立支援医療の対象に該当する場合の事務取扱いについては次のとおりとする。

育成医療・更生医療の受給者証は疾病ごとに発行し、精神通院医療の受給者証は受給者ごとに発行する。

育成医療及び更生医療については、疾病に応じて、必要となる支給認定の有効期間や 受診する指定自立支援医療機関は異なる場合もあることから、複数の疾病が自立支援医療の対象に該当する場合については、その疾病ごとに受給者証を発行することとする一方、精神通院医療については、受給者ごとに受給者証を発行する。

育成医療・更生医療の受給者番号は、受給者証ごと（疾病ごと）に割り振ることとし、受給者単位で共通化しない。

育成医療及び更生医療につき に基づき複数発行された受給者証に記載する受給者番号は、 と同様の観点から、受給者証ごとに異なる番号を設定し、受給者単位で共通化しない。

負担上限月額は、各制度間で合算せず、管理票も制度ごとに発行する。

上限額管理については、従前から、育成医療・更生医療・精神通院医療の種別ごとに給付（費用徴収）を行いつつ、各医療内における複数の疾病については統合して管理することとしていることから、上限額管理票は制度の種別ごとに受給者単位で発行することとし、各制度間では合算しないこととする。

同一制度内において、月初めから自己負担上限額が複数ある場合は、最も低い上限額を適用する。

同一の制度内において月初めから複数の自己負担上限額が生じる場合には、最も低い上限額を適用する（一ヶ月間全体で発生する複数の自己負担上限額についてのみ、この取扱いを行うものであり、月の途中から複数の自己負担上限額が生じた場合には、それぞれの上限額を適用するものとする。）。なお、この場合、自己負担上限額管理票には各疾病ごとに割り振った受給者番号全てを記載する。



例： 受診者 30歳 低所得 2 小腸機能障害かつ腎疾患

受給者番号 2種割り振り：小腸機能障害の受給者証 + 腎疾患の受給者証 + 上限額管理票 1枚（5千円・受給者番号 2種記載）

受診者 30歳 中間所得層 鼓膜穿孔かつ心疾患

受給者番号 2種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証 + 心疾患の受給者証

受診者 30歳 中間所得層 2 鼓膜穿孔かつ統合失調症

受給者番号 2種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証 + 統合失調症の受給者証 + 上限額管理票 1枚（1万円・統合失調症の受給者番号のみ記載）

受診者 15歳 中間所得層 2 鼓膜穿孔かつ小腸機能障害

受給者番号 2種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証 + 小腸機能障害の受給者証 + 上限額管理票 1枚（1万円・受給者番号 2種記載）

受診者 15歳 中間所得層 2 鼓膜穿孔かつ統合失調症

受給者番号 2種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証 + 統合失調症の受給者証 + 上限額管理票 2枚（4万2千円・1万円・受給者番号は 1種ずつ記載）